

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市駿河区豊田二丁目7番9号
 氏名 静和エンバイロメント株式会社
 代表取締役 和波剛

優良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受ける者であることを証する。

複写厳禁

本許可証の写しを複写・印刷
 使用することを禁止します。
 許可取得の為の使用は無効です。

静和エンバイロメント株式会社

広島県知事

湯崎英彦



複写厳禁

許可の年月日 令和4年10月28日
 許可の有効年月日 令和11年10月27日

本許可証の写しは許可内容の提示を目的に
 廉に発行致します。
 許可取得のための使用は無効です。

年 月 日

静和エンバイロメント株式会社

事業の範囲

収集運搬（保管）・保管貯蔵（在庫）

事業の区分

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、発油、尿酸、尿素水カリ、廃プラスチック類、紙くず、動植物性廃棄物、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工場物の新築、改築又は除去に伴って生じたものと除く）、陶磁器くず、塗装及びはいじる（これらのうち廃プリント配線板、船苦電池の電極、鉛型の骨又は板、廃容器包装及び石綿含有産業廃棄物を含む）、廃グラウン管、廃石膏ボード、自動車等廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有はいじる等、判定基準に適合しないものの廃特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 稽査又は保管を行なうすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの稽査又は保管を行なう産業廃棄物の種類、稽査又のための保管上限及び積み上げ高さとができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年10月27日 重新許可（優良認定）

5. 稽査許可の有無

無

許可番号

6. 規則第8条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、稽査許可の有無の記載は不要とするなど。